

《論説》

ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における
民事司法改革の評価（1）

——連邦司法センターによる早期評価計画の評価を
中心として——

小松良正

目次

- A 序論
- B 連邦司法センターによる調査結果の概要
- C 裁判所およびデモンストレーション計画の説明（以上、本号）
- D 裁判所におけるデモンストレーション計画の効果（以下、次号）
- E わが国に与える示唆

A 序論

司法制度改革審議会が、2001年6月12日に、21世紀におけるわが国の司法制度のあり方をまとめた意見書を内閣に提出し⁽¹⁾、同年11月16日にその基本的な理念及び方針を集中的に推進することを目的とした司法制度改革推進法が成立して以降⁽²⁾、司法制度に関する多くの重要な改革が実現しつつあるように思われる。司法制度改革推進法に基づいて同年12月1日に内閣に設置された司法制度改革推進本部は、このような改革審議会の意見を受け、2002年3月19日に司法制度改革推進計画を決定した⁽³⁾。そして、まず、2002年5月には、はじめて司法書士に対して簡易裁判所における民事訴訟や民事調停等についての代理権を付与する法律が成立し⁽⁴⁾、また同年11月には、法曹人口の増加を目的として法科大学院法が成立し、いよいよわが国においてもアメリカ型の実務を重視した法学教育が2004年4月から開始されることとなった⁽⁵⁾。また、

2003年7月には、民事および刑事の双方において、二年以内にすべての訴訟事件を終結させることを目的とした裁判迅速化法が成立し、これに関連して、特に民事訴訟の領域においては、提訴予告制度、専門委員制度の創設、計画審理、特許事件管轄の専属化、簡易裁判所の機能の充実（少額訴訟の上限額の30万円から60万円への引上げ）、および家庭裁判所への人事訴訟事件の移管等を定めた民事訴訟法等の改正法が成立した。⁽⁶⁾

司法制度改革審議会はまた、民事司法制度改革のための項目の一つとして、裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化をその意見書の中で取り上げており、⁽⁷⁾ 司法制度改革推進計画もまた、これを受けて、ADRの拡充・活性化を検討項目の一つとして⁽⁸⁾ いる。ADRの拡充・活性化を図るための方策は、「関係機関等の連係強化の促進」および「共通的な制度基盤の整備」の二つから構成されている。前者は、①ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連係を促進するため、関係省庁等の連絡会議を設置すること、②訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させること（平成16年3月まで）、および③ADRの担い手の確保について、人材、紛争解決事例等の情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させる方策を検討し、所要の措置を講ずること（平成16年3月まで）、をその内容としている。また、後者は、①国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を整備すること、②総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連係強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずること、および③隣接法律専門職種など法曹以外の専門家のADRにおける活用等について必要な対応を行うこと、⁽⁹⁾ をその内容としている。そして、前者については、平成14年6月13日に、ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議が設置され、⁽¹⁰⁾ また後者については、同年2月5日に第一回ADR検討会が開催され、現在、詳細な検討が行われているという状況である。

これに対して、アメリカ合衆国では、すでに1990年に、民事訴訟の迅速化

および低廉化を目的として民事司法改革法（Civil Justice Reform Act of 1990）が成立し、様々な方策が実施された。⁽¹¹⁾ 改革法が実験的に採用した方策は、裁判官による早期の事件（訴訟）管理、類型別事件管理、ディスカヴァリーの管理、および代替的紛争解決手続（ADR）であった。改革法は、これらの方策の有効性を検証するため、10の連邦裁判所をパイロット（実験）地区として指定したほか、⁽¹²⁾ 5つの連邦裁判所を、他の裁判所が有効な方策を検討する際の模範を提供することを目的としたデモンストレーション地区に指定した。⁽¹³⁾ このデモンストレーション地区に指定された連邦裁判所のうち、ミシガン州西部地区およびオハイオ州北部地区の各連邦地方裁判所は、類型別事件管理の方策を、またカリフォルニア州北部地区、ミズーリ州西部地区、およびウェストバージニア州北部地区の各連邦地方裁判所は、代替的紛争解決方式を含めた、民事訴訟における費用を節約しまた訴訟遅延を解消するための方策を試みるべきものとされた。⁽¹⁴⁾ 合衆国司法会議（Judicial Conference of the U. S.）は、これらのデモンストレーション裁判所が実施した民事司法改革法上の方策の結果を連邦議会に報告することを義務付けられたのであり、⁽¹⁵⁾ 連邦司法センター（Federal Judicial Center）が、その報告のための調査を実施した。⁽¹⁶⁾

上述のデモンストレーション地区に指定された連邦地方裁判所の一つであるミズーリ州西部地区連邦地方裁判所は、民事訴訟における遅延および費用を減少させるための方策として、代替的紛争解決方式の一つである早期評価計画（Early Assessment Program）⁽¹⁷⁾ を採用した。この計画は、当事者を早期の段階において直接会合させ、その訴訟事件に現実的に対処させ、双方の主張の長所および弱点を評価させ、かつ将来の訴訟に要するであろう実際の費用を考慮させることによって、より早期の和解を生じさせることを目的とした手続である。⁽¹⁸⁾ この手続は、被告の最初の応答的訴答から30日以内に、計画管理官との「早期評価会合」（early assessment meeting）⁽¹⁹⁾ によって開始される。この会合セッションにおいて、計画管理官は、まず当事者に対してその訴訟事件についての中立的な評価を提供するとともに、さらに当事者の

合意に基づいて調停をも実施するものとされている。⁽²⁰⁾また、この早期評価計画で注目される点は、提起された民事訴訟事件を、無作為に、①この計画への参加を要求される事件、②この計画への参加を選択することができる事件、および③参加を許されない事件の三種に分類し、この計画の有効性を客観的に⁽²¹⁾検証することができるようにした点である。

本稿は、このミズーリ州西部地区連邦地方裁判所が実施した早期評価計画について、連邦司法センターが行った調査報告を検討し、わが国の司法制度に与える示唆について考察することを目的とする。⁽²²⁾以下、連邦司法センターの調査報告に基づき、まず第一に、ミズーリ州西部地区連邦地裁にける早期評価計画の概要を説明し、次に、この計画に対する裁判官および弁護士の評価について検討する。そして、最後に、この計画が現在わが国において進められている民事司法改革にどのような示唆を与えるかについて検討することとする。

- (1) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』1頁（2001年6月12日）。司法制度改革審議会意見書の評価については、特集「司法制度改革審議会意見書をめぐって」ジュリ1208号10頁以下（2001年）を参照。これらのうち、特に民事司法制度改革に関する評価については、北尾哲郎＝竹下守夫＝長谷部由起子「利用しやすい司法制度・民事司法」ジュリ1208号88頁以下が詳細な検討を行っている。
- (2) 司法制度改革推進法（平成13年11月16日法律第119号）。
- (3) 司法制度改革推進法第7条は、政府は、政府が司法制度改革に関し講ずべき措置について必要な計画（以下、「司法制度改革推進計画」という。）を定めなければならないと規定し、また同法第8条は、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、司法制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置くこと定める。そして、同法第9条は、司法制度改革推進本部の所掌事務として、①司法制度改革の推進に関する総合調整、②司法制度改革推進計画の作成及び推進、③司法制度改革の総合的かつ集中的な推進のために必要な法律案及び政令案の立案、および④司法制度改革の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整を定める。
- (4) 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成14年法律第33号）。司法書士法第3条1項6号・7号、同2項参照。
- (5) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）。

- (6) 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）、民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成15年法律第108号）、および人事訴訟法（平成15年法律第109号）。また、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）第1条は、簡易裁判所の事物管轄を90万円から140万円に拡大した。
- (7) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』35頁以下（2001年6月12日）。
- (8) 司法制度改革推進計画・Ⅱ（国民の期待に応える司法制度の構築）・第一（民事司法制度の改革）・8（裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化）。
- (9) 司法制度改革推進計画・前掲注（8）参照。わが国の司法制度改革における今後のADRの改革の方向性を興味深く検討する論文として、小島武司「司法制度改革とADR—ADRの理念と改革の方向」ジュリ1207号10頁以下（2001年）を参照。また、山本和彦「ADR基本法に関する一試論—ADRの紛争解決機能の強化に向けて」ジュリ1207号26頁以下（2001年）は、現在その制定が検討されているADR基本法の内容を詳細に検討しており、興味深い。なお、このような中で、2003年7月には新仲裁法（平成15年法律第138号）が成立した。
- (10) ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議は、平成15年4月10日、当面、関係省庁等が横断的・重点的に取り組むべきと考えられる施策を取りまとめた、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」を公表している。
- (11) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No.101-650, 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No.104-317, § 608, Oct. 19, 110Stat. 3860). アメリカ合衆国の民事司法改革法については、古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革—Civil Justice Reform Act of 1990を中心として—」『アメリカにおける民事訴訟の実情』1頁（法曹会、1997）を参照。
- (12) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No.101-650, § 105 (a), (b), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 110Stat.3860).
- (13) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No.101-650, § 104 (a), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No.104-317, § 608, Oct. 19, 110Stat. 3860).
- (14) *Ibid.* ミシガン州西部及び東部地区連邦地裁における民事司法改革の実施状況については、森 英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情—ミシガン東部、西部地区連邦地方裁判所での見聞を中心に—」『アメリカにおける民事訴訟の実情』91頁（法曹会、1997）が詳細である。また、ミシガン州西部地区連邦地裁における民事司法改革については、拙稿「ミシガン州西部地区連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる類型別事件管理（DCM）計画の評価を中心として—（1）（2・完）」国士館大学比較法制研究第24号87頁以下（2001年）・25号1頁以下（2000年）、オハイオ州北部地区連邦地裁における民事司法改革の状況については、拙稿「オハイオ州北部地区連邦地方裁判

所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる類型別事件管理 (DCM) 計画の評価を中心として— (1) 国土館法学第34号1頁以下 (2002年), カリフォルニア州北部地区連邦地裁における民事司法改革については, 「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心として—」国土館法学第31号1頁以下 (1999年), 同「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによるADR及びマルチ・オプション計画の評価を中心として—」国土館法学第32号1頁以下 (2000年) を参照。

- (15) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No.101-650, § 104 (a), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No.104-317, § 608, Oct. 19, 110Stat. 3860).
- (16) DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 (FJC1997). なお, パイロット地区および比較地区に指定された連邦裁判所において実施された民事司法改革法上の方策については, ランド民事司法研究所がその結果を報告すべきものとされた。See JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., IMPLEMENTATION OF THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT IN PILOT AND COMPARATIVE DISTRICTS (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). ランド民事司法研究所および連邦司法センターによるこれらの調査結果の概要については, 拙稿「アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価」国土館法学第30号129頁以下 (1998年) を参照。なお, このような状況の下で, 1998年には, 連邦ADR法 (Alternative Dispute Resolution Act of 1998) が成立し, すべての連邦裁判所が, その地方規則 (local rule) に基づいて, すべての民事事件の当事者に対して, 訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならないものとされた。See Pub. L. No.105-315, § 3, Oct. 30, 1998, 112Stat. 2993. アメリカにおける最近のADRの状況については, 山田 文「アメリカにおけるADRの実情 (上) (下)」NBL 718号40頁以下, 720号71頁以下 (2001年) が詳細である。
- (17) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (16), at 215.
- (18) *Ibid.* See also Kent Snapp, *Five Years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, DISPUTE RESOLUTION MAGAZINE 16 (Summer 1997).
- (19) Kent Snapp, *supra* note 18, at 16.
- (20) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (16), at 217.
- (21) *Id.* at 222.
- (22) *Id.* at 215.

B 連邦司法センターによる調査結果の概要

ところで、連邦司法センターは、最初に、ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所が実施した早期評価計画に関する調査結果の概要を報告しているので、まずこの調査結果の概要から始めることとしたい。

1 早期評価計画は、早期の訴訟事件の解決を導くか。

裁判所および諮問グループは、ADR 手続が早期の民事事件の解決を導くことを期待して、この ADR 手続を設計した。早期評価計画は、この目的を達成したように思われる。この計画に参加することを要求される訴訟事件については、その終結期間の中央値は7ヵ月である一方、参加を許されない訴訟事件⁽²³⁾については、その終結期間の中央値は9.7ヵ月である。

第三の訴訟事件のグループ、すなわち当事者の自発的意思に基づき早期評価計画への参加を許容されるグループについての調査結果は、予想外のものであった。自発的に参加した訴訟事件についての終結期間の中央値は9.2ヵ月であり、参加を選択しなかった訴訟事件の中央値（8.3ヵ月）、および参加を要求された事件の中央値（7.0ヵ月）よりも長い。この点に関する説明としては、その理由の一つとして、自発的参加がなされる訴訟事件では初期セッションが遅れるという点が挙げられる。すなわち、それは、参加を要求される事件の初期セッションよりも、しばしば2ヵ月から3ヵ月遅れて開始されるのである。

早期評価計画に参加した訴訟事件は、それに参加しない事件に比べ和解により解決される傾向が若干大きい一方、その計画に参加しない訴訟事件は、審理またはその他の判決により解決される傾向が大きい。したがって、早期評価計画は、早期の訴訟事件の解決だけではなく、より多くの和解を促進する⁽²⁴⁾ように思われる。

早期評価計画に従ったすべての訴訟事件の類型について、その終結期間は短縮されたが、その期間が最も短縮された事件は、契約事件、および特に市

民的権利に関する事件についてである。⁽²⁵⁾

2 早期評価計画は、訴訟に要する費用を減少させるか。

裁判所および諮問グループは、より早期の和解を導くような計画を提供することにより、当事者が訴訟に要する費用を減少させることができることをもまた望んだ。早期評価セッションに参加した弁護士のうち三分の二を超える弁護士が、その手続は依頼人の訴訟に関する費用を減少させた、と報告した。節約された金額の概算の中央値は、一当事者につき15,000ドルであった。24名の弁護士が100,000ドルを超える節約額を見積もり、1名の弁護士は、950,000ドルの訴訟費用の節約を報告した。これらの見積額と、裁判費用全体についての弁護士の見積額とを比較すると、節約された金額の見積額は、EAPが実施されなかったとした場合にこれらの訴訟事件が負担したであろう金額全体の半額を超える部分を占めることが示唆される。しかしながら、より断定的な調査結果を得るためには、EAP参加事件と非参加事件との間の比較を必要とする。⁽²⁶⁾

早期評価計画が依頼人の訴訟費用を増加させたと報告した10%の弁護士は、中央値で1,500ドルの増加額を見積もった。費用の増加を報告したこれらの者は、その事件が審理に進んだ可能性が一層大きく、あるいは、EAPセッションが余りにも早期に開催された、当事者が誠実に参加しなかった、もしくは訴訟の対象事項について専門的知識をもった中立人が望ましかった、と報告する可能性が一層大きかった。書面による意見では、一定の特徴を有する訴訟事件もまた、EAPによる費用の増加を経験したのであり、特にそれらは、法律上の争点のみを含む事件や政府の関与する事件であり、後者は、書面による意見では、和解権限を有する代理人を出頭させないことが多いのである。⁽²⁷⁾

3 早期評価計画は、どのような方法により、訴訟処理時間や費用に効果を及ぼすか。

早期評価計画を設計する際、諮問グループおよび裁判所は、当事者を訴訟の早期の段階で直接会合させ、その事件の現実的な面に直面させることにより、すなわち、双方の側における主張の長所および弱点を評価させ、また訴訟の費用を認識させることにより、早期の和解を促進する手を望んだ。このような結果を導くため、裁判所は、訴訟の早期の段階で弁護士およびその依頼人と会合し⁽²⁸⁾彼らの事件を評価するための計画管理官（program administrator）を雇用した。

その計画は、まさしく諮問グループおよび裁判所が望んだような価値を提供しているように思われる。早期評価の会合に参加した弁護士のうち四分の三を超える弁護士が、そのセッションは当事者が彼らの立場について一層現実的になるよう促したと報告した。およそ三分の二の弁護士もまた、そのセッションは、彼らが相手方の立場をより一層十分に理解しかつ評価し、争点を早期に確定することを促進させ、また彼らが自己の依頼人の主張に関する長所および弱点を確認することを可能にする、と述べた。

三分の二を超える弁護士が、早期評価の会合における依頼人の出席は、訴訟事件の解決に役立つと報告した。裁判所および諮問グループは、その計画を設計した際、この要件の妥当性、特にその訴訟費用に及ぼす影響について議論したが、⁽²⁹⁾弁護士の回答は、明らかにEAPセッションに対する当事者の必要的参加を支持している。

弁護士と裁判官の双方が、計画管理官はこの計画が成功するための重要な要素であることを確認した。早期評価の会合に参加した弁護士のうち80%を超える弁護士が、管理官は十分な準備をしており、また効果的に当事者をその事件の有意義な議論に従事させたと報告した。書面による意見の多くが、しばしば管理官の提供する援助を賞賛した。裁判官は、数名の弁護士が書面による意見により述べたのと同様、管理官の選任が成功した重要な要因とは、裁判所での職務に選任される前に長い実務経験を有していることである点を指摘した。選任の際、裁判所は、明らかに実務経験と卓越した社会的名声を有する弁護士を雇用することを決定し、この計画の信頼性を高め、また訴訟

当事者に対して高水準のサービスを保障しようとしたのである。⁽³⁰⁾

4 早期評価計画を提供するには、どの程度の費用を要するか。その計画は拡張されるべきか。また、それは、どのような方法で拡張されるべきか。

裁判所の見積もりによれば、3名の職員と裁判所内に独立した事務所を有する早期評価計画は、裁判所にとり96会計年において約215,000ドルの負担となる。それは、この計画が実施されてきた4年を超える期間において、この計画に参加した訴訟事件一件当たり平均約700ドルとなる。費用の節約額に関する弁護士の見積額によれば、しばしばその金額が依頼人の裁判費用において節約されてきたように思われる。裁判官もまた、和解した多くの訴訟事件において、審理前の事件管理（訴訟管理）や判決の言渡しに要したであろう時間を節約することで利益を受ける、と述べている。⁽³¹⁾

裁判官および弁護士の双方とも、この計画の継続を強く求めている。セッションに参加した弁護士の84%が、それがもたらした利益は、彼らの特定の事件において生じたであろう費用を上回ったと述べているだけでなく、96%もの弁護士が、この計画は継続されるべきであり、かつ彼らは適切な事件を自発的にその計画に付するであろう、と述べた。⁽³²⁾

裁判所は、近時どのようにしてこの計画をより多くの事件に適用するかを検討しており、その際、まさにその利益が追加的な費用をかけるほど十分に価値のあるものであるかどうか、またどのようにしてその費用を充足することができるかという点に直面しなければならない。EAPの対象となる事件についての処理時間の短縮化や、この計画についての弁護士の積極的な評価は、この計画が訴訟当事者に重要な価値を提供していることを示唆している。しかしながら、近時単独の管理官が提供している早期評価・調停サービス（the early assessment/mediation service）を提供するその他の人材を確保しなければ、この計画を拡張することはできない。⁽³³⁾

三つの選択肢を利用することができる。すなわち、中立人としてサービスを行う民間の弁護士に依頼する方法、マジストレイト裁判官を利用する方

法、または早期評価計画の職員を増員する方法、である。当該計画における質の管理および当事者の信頼という理由で、裁判官は、その行為を厳格に管理することができない民間の弁護士の名簿を作成することを好まないであろう。費用の点で、裁判官は、マジストレイト裁判官の利用を好まないであろう。マジストレイト裁判官はすでにかなり多忙であり、別のマジストレイト裁判官職を創設することは、EAP事務所を拡張するよりも一層費用がかかるであろう。しかしながら、この事務所を拡張するための費用は、目下のところ利用することができず、また過去数年間における予算上の制約は、それらを将来利用することができることを示唆していない。これらの状況の下でサービスの拡大を図るには、裁判所は、民間の弁護士の援助を求める可能性が一層大きいであろう。しかしながら、これらの中立人はそのサービスに対して報酬を請求するであろうから、これらの中立人を利用する訴訟事件の数は、和解の援助を求めて計画管理官に依頼する者の数よりも一層低くなると予想することができる⁽³⁴⁾。

5 この計画は、特殊な性格を有するものであるか。他の裁判所は、このような計画を提供することができるか。

裁判所および諮問グループは、ミズーリ州西部地区には、特に他の裁判所が早期評価計画を確立することができないような特殊な点は存在しない、と考えている。何名かの裁判官はADRについて疑念を抱き、また何名かの諮問グループの構成員は、その計画のいくつかの点について疑いをもった。もしこれらの双方をまさに特徴付けるものがあるとすれば、それは実験してみようとする意思にあった。

それと同時に、この計画の設計と成功は、現時点では裁判所における単独の管理官・調停人に依存している。この調査は、その管理官がデモンストレーション計画の設定した目標の達成に効果的であることを例証している一方で、もし別の調停人がこのセッションを実施するならば、これらの結果は必然的には生じないであろう点に留意することが重要である。裁判官らは、そ

の計画について傑出した人物を雇用したと考えた一方で、また他にもそのような人物を見出すことができると考えたのである。

裁判所の設計した計画は、弁護士またはマジストレイト裁判官ではなく、裁判所の職員がADRセッションを実施する唯一の地方裁判所の計画である点で特色を有する。このような計画を考慮する他の裁判所は、この裁判所が計画管理官に与えた程度の責任を、裁判所職員に付与するかどうかを決定しなければならないであろう。そのような裁判所の判断は、地方裁判所では独特のものである一方、連邦裁判所制度においては先例がないわけではない。ほぼすべての控訴裁判所が、裁判所職員の構成員である調停人による和解の援助を提供している。

裁判所の計画はまた、早期評価セッションの時期の点でも特色があり、それは訴訟事件のきわめて早期の時点で実施される。一般通念上は、ADRは、当事者がある程度またはすべてのディスカヴァリを完了するまでは効果的なものとはならない可能性が高いといわれてきたが、限定的なディスカヴァリは、明らかにEAPに基づく早期の解決に対する障害とはならなかった。その計画はまた、その参加がこの計画に振り分けられた訴訟事件について強制的なものである点で、地方裁判所の調停計画の中でも独特なものとなっている。数名の弁護士は、ある一定の状況の下では、訴訟事件はこの計画からの離脱を認められるべきであると提案した一方、この計画の強制的な性格に反対した弁護士はほとんどいなかった。

早期評価計画のような手続を採用すべきかどうかについてのその他の考慮要素を度外視すると、多くの裁判所において最も決定的であろうと思われる点は、このような計画が裁判所の予算に及ぼす負担である。追加的な予算がなければ、多くの裁判所は、計画を確立し、裁判官および弁護士の信頼を得るために必要な経験豊富な職員を雇用することはできないであろう。⁽³⁵⁾

- (23) EAPの対象となる民事事件は、無作為に実験的かつ対照標準グループに振り分けられ、その結果、各グループは民事訴訟の類型全体から構成されている。すなわち、各グループの訴訟事件は、比較が可能となっている。See DONNA STIEN-

STRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 215, n. 144 (FJC1997).

- (24) *Id.* at 216. See also Kent Snapp, *Five Years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, DISPUTE RESOLUTION MAGAZINE 16-17 (Summer 1997).
- (25) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 216
- (26) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 216; Kent Snapp, *supra* note 24, at 16.
- (27) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 216.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Id.* at 216-217.
- (30) *Id.* at 217; Kent Snapp, *supra* note 24, at 16 .
- (31) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 217.
- (32) *Ibid.*
- (33) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 217.
- (34) *Id.* at 217-218.
- (35) *Id.* at 218.

Ｃ 裁判所およびデモンストレーション計画の説明

連邦司法センターは、1992年にミズーリ州西部地区が採用したデモンストレーション計画について、最初に、この裁判所における司法資源および処理事件の概要を述べ、次に、早期評価計画を設計し、実行に移しかつそれを適用するために裁判所がとった手段を指摘している。そこで、以下では、この連邦司法センターの報告に基づいて、裁判所およびデモンストレーション計画を説明することとする。

1 裁判所の概要

連邦司法センターは、この地区における次のようないくつかの特徴が、当面の議論との関係で注目されるとする。すなわち、デモンストレーション期間を通して、正式な数よりは少ないものの安定した裁判官の数、平均より高い、一裁判官当たりの処理事件数の加重値、および平均よりも高い社会保障

事件の数，である。処理される事件の種類上，提起された訴訟事件のうち60%のみが，デモンストレーション計画に服する⁽³⁶⁾。

(1) 場所および司法資源

ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所は，中規模の裁判所であり，本部をカンザス・シティーにおき，三つの支部をもつ。三つの支部のうち二つの支部は，その地に居住する1名の地方裁判所裁判官および（または）マジストレイト裁判官を有するが，大部分の裁判官は，カンザス・シティーに居住している。

この地区に配分されている裁判官職の数は，少なくとも過去10年間は6名で安定してきた。しかしながら，デモンストレーション期間中は，2名の裁判官職の欠員が存在してきた。かなりの業務が，裁判所におけるシニア・ジャッジにより行われている。すなわち，5名のシニア・ジャッジのうち4名が，デモンストレーション期間中，完全な訴訟取扱件数を担当した。近時の2名の裁判官の任命により，ようやくシニア・ジャッジは，その取扱件数を若干減少させた。裁判所は，5名のマジストレイト裁判官職を有している。すべてのマジストレイト裁判官が，デモンストレーション期間開始の時点で，すでに業務を担当していた。したがって，全体として，この地区の司法資源は，欠員による減少はあるものの，デモンストレーション期間⁽³⁷⁾を通して安定してきた。

(2) 訴訟取扱件数の規模および性質

表1は，ミズーリ州西部地区における訴訟取扱件数を要約したものである。デモンストレーション期間中，民事および刑事訴訟事件取扱件数の双方において若干の変動が存在しており，91会計年以來，双方の事件において全体的な上昇をみた。ミズーリ州西部地区連邦地裁は，提起された民事および刑事重罪事件の数に関して，全米の地区の中で上位3位に位置するが，取扱件数の負担についてのより妥当な基準は，表1において示されている，1裁判官当たりの提訴数の加重値である。過去5年間の各年において，民事および刑事事件の双方を含んだ提訴数の加重値は，実際の提訴数よりも低く推移して

表1 91—95会計年度にミズーリ州西部地区において提起された訴訟事件⁽³⁸⁾

統計年	提起された訴訟事件			1裁判官当たりの提訴数	
	計	民事	刑事	実際	加重値
1991	2,594	2,342	252	432	380
1992	2,801	2,501	300	467	417
1993	2,995	2,677	318	499	469
1994	2,871	2,583	288	479	457
1995	2,890	2,572	318	482	463

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 220 (1997),

きている。それにもかかわらず、表に示されたほぼすべての年において(91会計年を除く)、この地区における提訴数の加重値は、全国平均よりも高くなっており(95会計年において、448件に対して463件)、西部地区では、全国平均よりも負担の重い訴訟処理件数となっていることを示唆している。

表2が示すように、95会計年において、この地区における民事事件のほぼ半数が、在監者訴訟により構成されており、それは、全国平均の26%に比べ一層高い。裁判所における社会保障事件の提訴数(提訴数の8%)もまた、全国平均の4%よりもかなり高い。

地区全体としての特徴は、裁判官全体に関する負担を反映している一方で、

表2 95会計年度に提起された主要な民事訴訟事件の種類⁽³⁹⁾

ミズーリ州西部地区

訴訟事件の種類	民事訴訟事件数に占める割合	
	西部地区全体	カンザス・シティ
在監者訴訟	47.0	36.0
市民的権利(Civil Rights)	17.0	23.0
社会保障	8.0	5.0
契 約	8.0	12.0
不法行為	7.0	9.0

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 220 (1997),

カンザス・シティー部の特徴は、潜在的に裁判所におけるデモンストレーション計画の対象となる処理訴訟事件の構成を示している。在監者訴訟も社会保障事件もこの計画の対象とはならないので、カンザス・シティー部における約60%の民事事件が、早期評価計画の対象となる。⁽⁴⁰⁾

2 デモンストレーション計画の設計・方法および理由

民事司法改革法に基づく裁判所の諮問グループは、裁判所のデモンストレーション計画を設計するための初期の責任を負ったが、最終的な設計案の準備については、裁判所と密接に作業を行った。以下において、彼らが行った作業が述べられるが、これは、諮問グループが裁判所に提出した報告書、および諮問グループの構成員、裁判所職員、ならびに裁判官との面接に基づくものである。⁽⁴¹⁾

代替的紛争解決（alternative dispute resolution）を含め、民事訴訟における費用と遅延を減少させるための様々な方法を実験するという、制定法の指示が許容する範囲内において、諮問グループは、早期にADRに焦点を絞るとの判断を行った。裁判所における訴訟処理の調査に基づいて、諮問グループは、この地区では訴訟の遅延は問題とはなっておらず、したがって、訴訟に要する費用を減少させるための計画を設計することを決定した。これは、「より早期の」訴訟事件の解決を促進する計画を通してより良く達成することができる、と彼らは考えたのである。したがって、彼らは、より早期の訴訟事件の解決をもたらすことを目的とした代替的紛争解決計画を設計した。裁判所もまた、大部分の訴訟事件が和解により解決されるので、より早期の和解が目標とされるべきである、と考えた。⁽⁴³⁾

諮問グループは、もし当事者が訴訟の早期の段階において、以下のようないくつかの事項を行うことを促されるならば、より早期の紛争の解決を達成することができるであろうと考えた。すなわち、①相手方と会合し、その意見を検討すること、②その訴訟事件における事実および争点についての中立的な評価を聴くこと、および③もし、その事件が伝統的な訴訟手続を通して

進行するとした場合に予想される費用についての評価を得ること、である。⁽⁴⁵⁾

以上のような目標を達成するため、諮問グループは、いくつかの明確な特色を彼らのADR計画案に取り入れようとした。まず第一に、彼らは、当事者が何らかの方式のADRに参加するものとする推定が存在すべきであると判断した。したがって、彼らは、強制的な性質を有する計画を推薦するとともに、裁判所が、すでに存在する強制仲裁計画に、その他のADRオプションを追加すべきことをも推薦した。⁽⁴⁶⁾

第二に、彼らは、ADRの介入は、訴訟のより早期の段階で行われるべきである、と考えた。したがって、彼らは、初期のADR上の事項（「早期評価会合」[early assessment meeting]とよばれる）が、応答的訴答の完了後30日以内に開催されるべきであると推薦した。このような早期の段階においてさえ、彼らは、その目標はその訴訟事件の和解であり、もしそれが不可能であれば、その会合は、どのADR手続が適切であるかを判断し、90日以内にそれを実施するよう計画するために使用されるべきであると考えた。⁽⁴⁷⁾

諮問グループはまた、依頼人が初期の会合に参加すべきであると推薦した。裁判所だけでなく、諮問グループの数名の構成員が、当事者の参加を要求することに反対したが、大多数の構成員は、必要な参加は重要であると、考えた。なぜならば、当事者の参加とその教育は、早期の紛争の解決を達成するために必要だからである。⁽⁴⁸⁾

最後に、諮問グループは、ディスカヴァリと情報交換のスケジュールに関する協議を初期セッションに取り入れようとした。重要な情報を早期かつ迅速に獲得することにより、当事者は、訴訟のより早期の段階で有意義な和解の議論を一層適切に行うことができる、と彼らは推論したのである。⁽⁴⁹⁾

早期評価の会合をその計画の重要な特色として確立した一方で、諮問グループと裁判所は、誰がその会合を実施すべきかという問題に直面した。諮問グループは、それはマジストレイト裁判官あるいは裁判所職員の構成員でありうると考えたが、その計画（少なくとも初期会合）をヴォランティアとしての弁護士に任せようとは考えなかった。彼らは、その計画に専念するであ

ろう者を望んだのであり、したがって、彼らは、裁判所がEAP管理官(EAP Administrator)という官職を創設すべきであると推薦した。この管理官は、管理官として業務を行うだけでなく、当事者の申立てがあるときは、調停人としてもまた業務を行うので、諮問グループおよび裁判所は、行政的および法的な技能を有する者を選任する必要があることを認め⁽⁵⁰⁾た。

この計画を設計する際、諮問グループおよび裁判所はまた、新しいADR計画に振り分けられる訴訟事件が、ADRに向けられた努力に関わっている間に、裁判所の伝統的な審理前手続にも関わるべきであるかどうかという問題にも直面した。数名の裁判官は、二重の手続は労力の重複をもたらすのであり、訴訟事件は、伝統的な審理前の事件管理手続に付される前に、早期評価手続を終了させるべきであると考えた。他の裁判官は、伝統的な訴訟手続は、EAP手続が実施されている間、停止されるべきではないと考えたのであり、裁判所は、最終的にこの見解を採用⁽⁵¹⁾した。

制定法が裁判所に対してADRの採用を要求し、また諮問グループが一般的にこの地区でのADR計画の創設に熱心であったにもかかわらず、この裁判所における数名の裁判官は、ADR計画の必要性あるいは強制的な計画の妥当性について懸念を抱いた。最終的には、彼らは、長年に渡る次のような問題の解決に役立つ実験として、その計画を採用することを説得された。すなわち、ADRは実際に違った結果を生じさせるのか、とりわけ、それは早期⁽⁵²⁾の解決をもたらすのかという問題である。

したがって、裁判所および諮問グループは、カンザス・シティ部における訴訟事件が、以下のような三種の比較グループのうちの一つに無作為に振り分けられるものとすることに同意した。すなわち、①自動的にその計画に参加する訴訟事件のグループ、②その計画に自発的に参加することができるグループ、および③EAPへの参加なしに、伝統的な訴訟手続に従うグループ、である。以上のような設計は、その計画に従う事件と従わない事件との比較を可能とし、また実際にその計画が目標の達成に成功したかどうかを判断⁽⁵³⁾するのに役立つことを期待したのである。

3 早期評価計画の説明

早期評価計画（EAP）は、1991年10月31日付けの一般命令（general order）にその根拠を有しており、1992年1月1日に、その日からカンザス・シティー部に提起された訴訟事件について適用された⁽⁵⁴⁾。列挙された一定の訴訟事件の類型を除いたすべての民事訴訟事件が、提訴の時点で無作為に次のような三種のグループのうちの一つに振り分けられた。すなわち、① EAPに参加しなければならない訴訟事件（A事件）、②自発的にEAPに参加することができる訴訟事件（B事件）、および③EAPに参加できない訴訟事件（C事件）、である。それらの訴訟事件がいずれのグループに振り分けられたかにかかわらず、すべての訴訟事件が、伝統的な審理前の事件管理手続に服する⁽⁵⁵⁾。

EAPに参加する訴訟事件については、一般命令の規定によれば、計画管理官との早期評価の会合は、応答的訴答の提出から30日以内に開催されるものとされている。管理官が許可する場合を除き、当事者の参加がこれらの会合において要求され、また審理において訴訟事件を担当する主要な責任を負う弁護士もまた、これらの会合に参加しなければならない⁽⁵⁶⁾。

早期評価の会合では、管理官は、当事者およびその弁護士に対して、彼らが利用することのできる様々な代替的紛争解決オプションについて助言し、適当な場合には、ディスカヴァリの計画を立てることに助力し、また当事者が合意できる範囲を確認し、その訴訟を調停により解決する可能性を求めようとする点に助力しなければならない。当事者が合意するときは、管理官が調停人として活動することにより、即座に調停手続を開始することができる⁽⁵⁷⁾。

最後に、その命令は、もし当事者が管理官との調停を選択しないときは、彼らは、「管理官の助言に基づき、ADRオプションの一つを選択しなければならない」、と定める。EAPの対象となる訴訟事件について当事者が利用することのできる、裁判所に基礎を置くオプションは、次のようなものを含む。すなわち、調停、早期中立的評価（early neutral evaluation）、拘束

力のない仲裁 (non-binding arbitration), およびマジストレイト裁判官による和解協議 (settlement conference with a magistrate judge)⁽⁵⁹⁾, である。管理官との第二のセッションは、もし、当事者が管理官の開始した調停手続を継続すべきであると管理官が判断するとき、または当事者が適切な ADR 手続への付託を議論するために再度会合すべきであると管理官が考える場合に、開催される⁽⁶⁰⁾。

当事者が、計画管理官の実施する調停セッション以外の ADR 手続を選択するときは、彼らは、管理官の保持するリストから中立人を選択しなければならない。中立人がリストに記載されるためには、一定の経験と訓練の要件を満たすことを要し、また当事者から標準的な市価 (market rates) での報酬を受ける。もし当事者が、ADR オプションとしてマジストレイト裁判官との和解協議を選択する場合、または計画管理官との後続の会合を選択するときは、なんらの支払いも要求されない⁽⁶¹⁾。

一般命令はまた、EAP の成功を跡付けるため、その計画に関する内部評価が実施されるべきことをも規定している⁽⁶²⁾。

4 早期評価計画の実行および維持

ひとたび早期評価計画が採用されると、裁判所は、その職務上の地位が書記官事務所における職分の一部とされていたにもかかわらず、それを裁判官が直接監督する独立の事務所として確立した。

(1) 早期評価事務所の職員

①計画管理官 1991年11月に、裁判所が諮問グループの計画を承認した後、直ちに計画管理官が採用された。5名の最終候補者との所属裁判官全員による面接の後、裁判所は、地方の法曹界において高い尊敬を受けかつ名声のある、経験豊かな訴訟実務家を雇用した。裁判官らは、この計画が斬新かつ独特なものであるため、裁判所は法曹界の大きな尊敬を受けかつ信頼を有するであろう管理官を必要とする、と考えたのである⁽⁶³⁾。

一般命令に列挙されたわずかな義務以外に、裁判所は、新たな管理官に対

して正式な指針をほとんど与えなかったので、管理官は、その計画における目標の設定や、それをどのように機能させるかについてかなりの裁量を有した。一般命令に記載された責任（計画を運営し、事件を選択し、訴訟事件がEAPを免除されるべきか、あるいはその計画からの離脱を許可されるべきかどうかを判断し、EAPセッションを主催し、かつ裁判所にその計画の現状について報告する）以外に、管理官は、計画の早期の段階において、法曹団体に新たな計画を認知させるため、彼らとの話合いにかなりの時間を費やした。また、管理官はEAPセッションを計画し、弁護士⁽⁶⁴⁾の延期の要求（requests for continuances）を管理する。

②その他の職員 早期評価計画は、その他の二名の職員、すなわち管理分析官（management analyst）と計画秘書官（program secretary）により援助される。双方の地位とも、すでに書記官事務所の職員の一部として配置されていた。管理分析官の地位は、民事司法改革法上の地位として創設されており、この地区における状況の分析を行うべきものとする民事司法改革法上の命令を遂行する責任を負った。EAPの採用により、その地位はこ⁽⁶⁵⁾の計画に振り向けられた。

管理分析官は、一般命令の要求する内部的監視を行い、かつ管理官が裁判官に対して年四回行う報告の準備を補佐するため、EAPセッションの対象となるすべての訴訟事件を調査する。これらの目的のため、分析官は、A、B、およびC事件について、例えば開かれたセッションの数や誰が参加したかに関する情報を含め、自動化された情報のデータ・ベースを維持している。分析官はまた、どの事件がAおよびB事件に振り分けられたかを調査する。この点は、EAP事務所がこれらの事件について迅速にスケジュールを立て（後述参照）、かつ質問書（questionnaires）を送付することができるように⁽⁶⁶⁾するためである。

(2) 場所的な要求

計画の初期に割り当てられた空き部屋の裁判官室、および特にこの計画のために設計された裁判所における新たな事務所の双方において、早期評価事

務所は、その計画を実行するために必要な施設（すなわち、職員のためのスペースに加え、個々の当事者との個別的面接〔caucuses〕をひらくための小会議室）を有した。⁽⁶⁷⁾

(3) 中立人の募集

EAPを根拠付ける一般命令によれば、裁判所は、当事者が様々なADRオプションを利用することができるようにしなければならない。この計画の開始の時点では、仲裁計画のみがこの地区で実施されていた。したがって、裁判所は、これらのADRオプションを選択する当事者のために、調停人および中立評価人としての業務を行う民間の弁護士を募集しかつ訓練を実施した。多くの志願者があり、約75名の中立人の名簿が即座に完成した。⁽⁶⁸⁾

(4) 予算

デモンストレーション地区は、民事司法改革法によりその計画を維持するための追加的な予算を受けることができたため、ミズーリ州西部地区は、早期評価計画を実施するための追加的な予算を受けることができた。裁判所が提出した、表3に要約されている予算に関する情報は、この計画を準備するために必要な初期費用と、96会計年度の運営費を示している。⁽⁶⁹⁾

この計画の費用の中で最も大きな部分を占めるのは、職員の俸給および諸手当である。上述のように、裁判所は、計画管理官がかなりの実務経験と名声を有する者であることを必要とすると判断したのであり、それは、その地位を高い水準で確立することを要求した。その他の二つの地位は、すでに書記官事務所に配置されていた地位であったが、彼らの業務時間は、近時もっぱら早期評価計画に投入されている。俸給および諸手当を別とすれば、日常の運営費用は最小限のものであるが、新たな裁判官の任命による、先に割り当てられていなかった場所への事務所の移転は、この計画に場所を提供するための相当額の新たな費用を追加させた。過去4年間において、1事件につきこの計画を維持するための費用は、早期評価計画に参加した1当事者当たり、およそ700ドルであった。⁽⁷⁰⁾

表3 早期評価計画の初期費用及び年間費用の見積り

ミズーリ州西部地区カンザス・シティ部

予算科目	初期費用	96会計年度費用見積り
コンピュータ導入費用	\$ 4,400*	
職員給与		\$ 197,361
事務所の貸借料		15,000*
事務費（用紙、切手ほか）		4,000*
計	\$ 4,400*	\$ 216,361*

*見積り

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 226 (1997),

5 実務における早期評価計画

EAPを根拠付ける一般命令（上述C3を参照）は、この計画の大まかな輪郭を定めた。本節では、それが実務上どのように実施されているか、とりわけ、訴訟事件がどのように振り分けられているか、EAPセッションがどのように実施されているか、および早期評価計画がどのように裁判官による審理前の事件管理と調和しているかについて、述べることにする。

(1) 早期評価計画への訴訟事件の振分け

計画の対象となる類型の新たな訴訟事件が提起されると、受理担当書記官は、A、B、およびCというラベルの付された、無作為に混ぜられた同数のカードが入った箱からそのカードを引き、その訴訟事件を一つのグループに割り振る。この振分けは事件表に記載され、それによって、EAP管理分析官は訴訟事件をグループごとに把握し、それらをデータ・ベースに取り入れることができる。次に、分析官は、AおよびB事件を調査し、早期評価計画についてそれらの事件の当事者と連絡を取る適切な時期を判断する。一般命令によれば、その手続は、応答的訴答の後に開始されるべきものとされているが、実際には、当事者は、被告がその事件に従事したとの意味を示すならかの事件表上の行為（例えば、却下の申立て）が存在すれば、すぐに連絡

を受ける。期間延長の申立て（motions to extend time）は、開始を生じさせないと考えられている⁽⁷¹⁾。

A事件については、被告が訴訟事件を承認（joined the case）したとの証拠がある場合には、管理分析官は、EAP管理官に対して裁判所の情報書類（court file）を提出する。この書類には、訴答書面のコピーが含まれている。管理官は、次に、初期評価会合のための期日を定める。その次に、EAPに対する振分けの通知が、最初の会合の期日および協議事項書とともに弁護士に送付される。弁護士は、その事件における主要な事実上及び法律上の争点についての協議を準備するよう期待されるとともに、有意義な和解協議を行うために必要な情報共有のための計画、合意できる範囲、もしその事件が審理されかつ控訴されたとした場合に、依頼人に生じる合理的に予想される費用、訴訟事件の和解、およびその訴訟事件における迅速な代替的紛争解決制度の利用に関する計画についての協議を準備するよう期待されている。実務上は（後述されるように）、初期評価会合は、一般的に事実上の調停セッションとなっている⁽⁷²⁾。

B事件については、EAP事務所は、強くその参加を求めてこの計画への参加の依頼状を送付する。管理官がその事件は特にこの計画の対象に相応しいと考えるときは、彼は、その参加を促すためその弁護士に電話連絡も行う。もしある事件がEAPからは利益を受ける可能性が非常に低いと彼が考えるときは（そのような場合はきわめて稀であるが）、一般命令が認めるように、彼は、参加の依頼状を送付しないことを選択できる（AおよびB事件に対して送付される最初の手紙のコピーは、補遺Eに示されている⁽⁷³⁾）。

この計画の評価を可能とするためには無作為の振分けが重要であるため、裁判所は、特別の事情がある場合を除き、訴訟事件があるグループから他のグループに移動することを認めない⁽⁷⁴⁾。例えば、もし「A」事件が、裁判所の裁判を必要とするような全国的な重要性を有する事件であるときは、EAP管理官は、その事件がこの計画を免除されることを認めるであろう。もし、計画管理官が当事者のグループ変更申請を却下した場合に、当事者がこれに

同意しないときは、その事件が配点された裁判官に対して、この判断に不服を申し立てるための書面によるモーションを提起することができる。しかしながら、特別な事情がなければ、裁判所は事件について再度振分けを行わず、⁽⁷⁵⁾ 実験および対照標準グループの完全性を熱心に維持してきた。

計画が実施された1992年1月1日から1996年8月31日までの間に、3066件の訴訟事件が、グループに対する無作為の振分けの対象となった。表4は、振分けの配分を示しており、ほぼ同数の訴訟事件が各グループに振り分けられたことを示している。その他の分析によれば、訴訟の性格（nature）に⁽⁷⁶⁾ より評価した場合の各グループの構成もまた同等であることが示された。

表4 92年1月1日から96年8月31日までの期間中
早期評価計画により提訴時に3種に振り分けられた、各グループ別事件数⁽⁷⁷⁾
ミズーリ州西部地区カンザス・シティ部

グループ	事件数
自動的に、早期評価計画に振り分けられた事件（Aグループ）	1,011
自発的に、早期評価計画を選択した事件（Bグループ）	1,017
対照標準事件（比較対照のため早期評価計画に参加しない事件）（Cグループ）	1,038
適格事件総数	3,066

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 227 (1997),

(2) EAP セッションの性格および数

連邦司法センターが調査のため裁判所を訪問した際、彼らはいくつかのEAPセッションに参加した。彼らはまた、計画管理官である Kent Snapp 氏に対して、彼が一般的にどのようにこれらのセッションを実施しているかの説明を求めた。⁽⁷⁸⁾ 彼は、この計画が「門切り型」(cookie cutter) の計画ではなく、それぞれの事件がそのニーズに従って処理されていることを強調した。この点に注意し、かつ参加したセッションが必然的にEAPセッションを一般的に代表しているわけではないことを十分認識しつつ、本節では、⁽⁷⁹⁾ 端的に早期評価会合の一般的な手続が述べられる。

この会合は、裁判所庁舎内の計画管理官事務所において開催され、その事件の審理を担当する弁護士のほか、依頼人または和解の権限を有する依頼人の代理人が参加する。Snapp氏は、当事者の参加をほとんど免除しないが、⁽⁸⁰⁾ B（任意的）事件については、より寛大な取扱いをしているように思われる。

最初の早期評価会合の前に、計画管理官は事件ファイルを審査し、訴状および答弁書の概要を把握する。ある事件では、彼は訴訟原因について調査し、審理においてなされるであろう陪審に対する説示（jury instruction）の類型を考慮する。Snapp氏は、彼が訴訟事件の協議のために一層十分な準備をすればするほど、弁護士は一層彼を尊敬し、かつその手続を尊重すると考えている。彼は、その会合について弁護士が行う準備の程度は広く異なっていると報告している。一般に、いくつかのディスカヴァリが初期評価会合の前にすでになされ、いくつかがその会合の最中になされ、そして、和解に至らない事件については、いくつかのディスカヴァリがその会合の後になされる。管理官は、その会合の前に、弁護士に対して多くの書面業務を要求しないようにしている。例えば、彼は、弁護士に対して、事実関係に関する書面⁽⁸¹⁾（statements of facts）の提出を要求していない。

全ての当事者の代理人および弁護士が、一般に会合の開始の時点で（特に、それがその事件に対する最初の会合であるときは）、一同に会する。最初の早期評価会合の開始の時点において、管理官は、基本的なルールおよびそのセッションにおいて実施される事項について述べ、それほど多くのルールは存在しないが相手方に対する礼儀が要求されることを説明する。彼はまた、打ち解けた雰囲気を作り出し、ファースト・ネームの利用を提案したり、依頼人の参加を求めることにより、インフォーマルな方法⁽⁸²⁾を勧める。

導入事項の一部として、管理官はまた、裁判所において利用することのできるその他のADRオプションを簡単に説明する。彼は、当事者に対してこれらのオプションについて質問があるかどうか、またはこれらの手続のうちの一つが彼らの事件の解決に役立つと考えるかどうかを、彼に知らせよう求める。彼はまた、当事者に対して、もし彼らがその他のADRオプション

の一つの利用ではなく、管理官との調停を望むときは、進んで彼らの紛争解決に助力する意向であることを伝える。⁽⁸³⁾

このセッションの目的は、当事者がその事件を評価し、それについての相手方の見解を理解し、また彼らが必要とする情報を確認することにより和解の基礎を築くことを手助けすることである、と当事者は告げられる。⁽⁸⁴⁾ Snapp氏は、この会合において行われるすべての事項が秘匿されること、またもし当事者が望むならば、和解が成立するまで彼は当事者と一緒に作業を行うことを強調する。当事者および弁護士は、事件を評価し和解することができるまで、必要とされるその他の情報についてメモを取ることを、および柔軟に対処してある立場に固執しないことを求められる。⁽⁸⁵⁾

計画管理官による導入的な説明の後、原告側がその事件の事実関係を報告することによりこの会合の内容が開始され、その次にその事実関係に関する被告側の意見の報告がなされる。最初の報告は、しばしば各弁護士により行われるが、それぞれの弁護士が争点を提出した後、当事者自身がしばしば説明を付け加える。事実関係についての議論がなされた後、それに続いて関連のある法律上の争点についての議論がなされる。Snapp氏は、しばしば事実または適用可能性のある法規を明確にするための質問を差し挟む。彼はまた、その会合の前にどのようなディスカヴァリが実施されたか、また当事者がその事件を評価できるようにするにはさらにどのようなディスカヴァリが必要とされるかをも調査する。個別的な面接（caucuses）では、彼は、各当事者の主張の長所や弱点を指摘し、もしその事件が審理に進むとすれば当事者が負担するであろう費用を知らせる。最後に、彼は、もし当事者がその他のADRオプションを彼らの事件について有効であると考えるときは、その旨を彼に知らせよう求める。⁽⁸⁶⁾

ほとんどすべての当事者が、この時点で計画管理官とその事件について調停を行うことを選択し、そのセッションは、各当事者との一連の個別的な面接に移行する。これらの個別的な面接では、Snapp氏は、各当事者が和解を望むであろう条件を判断し、また必要があれば、各当事者の代理人が有す

る和解権限の範囲を判断しようとする。彼はまた、和解の可能性を判断できるようにするまでに、その他の何らかの事項が実施されるべきかどうかをも調査する（例えば、係属中のモーションに関する裁判官の裁判、またはその他のディスカヴァリの活動⁽⁸⁷⁾）。

この一連の面接が和解により終結しない場合、管理官は、当事者との協議により、その事件について次に実施されるべき事項（例えば、その他のディスカヴァリ）を計画する。Snapp氏が指摘するように、彼は、数日日にかけて（from date certain to date certain）作業を行うことを好む。和解で終結しなかった事件については、彼はまた、第二回のEAP会合のための日程と時間を設定するのであり、それは、第一回の場合と同様、その訴訟事件の解決を目的としている⁽⁸⁸⁾。

計画管理官の業務時間の大部分は、EAPセッションの準備と実施に関係している。典型的には、それぞれ2時間から3時間の三つのセッションがそれぞれの日に計画されるが、弁護士のスケジュールの衝突のため、しばしば一つまたは二つのセッションがそれぞれの日に開かれる。最初のセッションは、通常およそ3時間ほどかかるが、いくつかのセッションはほぼ一日にわたる場合もある⁽⁸⁹⁾。

計画が開始された1992年1月1日から1996年8月31日までの間に、管理官

表5 92年1月1日から96年8月31日までの期間中早期評価計画のA及びBグループに振り分けられた訴訟事件において、開催された評価セッションの数

ミズーリ州西部地区カンザス・シティ部⁽⁹⁰⁾

セッションの種類	事件数
初期の早期評価会合	845
追加的会合	456
計	1,301

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 230 (1997).

は845件の初期会合を開催し（表5参照）、そのうち約3分の2が「A」事件であり、約3分の1が「B」事件であった。半数を若干超える事件について、彼は当事者との追加的な会合を開いたのであり、再度の会合は456件であった。セッションが開催された訴訟事件の数は、同一の期間にその計画に振り分けられた1011件の「A」事件の数よりも若干低く、また「A」および「B」事件の総数よりもかなり低い。これは、民事事件処理において典型的なように、かなりの数の訴訟事件が早期に終結しており、したがって、EAPセッションの時点までに達しないからである。⁽⁹¹⁾

その他のADRオプションを記載した表を提示することは、各EAPセッションに対する日常的な導入事項の一部となっているが、表6は、事件管理官の援助以外のADRオプションを選択した訴訟事件がほとんど存在していないことを示している。最も好意的に選択されているものは、早期中立的評価（ENE）および調停であるが、それらもきわめて少数のEAP事件によって選択されているにすぎない。仲裁を選択した当事者は全く存在しなかった（マジストレイト裁判官による和解協議を除き、それはかつて裁判所の提供⁽⁹²⁾する唯一のADRの方式であった）。

以上の議論から明らかなのは、裁判所は、訴訟事件が、指定された三種

表6 92年1月1日から96年9月30日までの期間中、A及びBグループに振り分けられた訴訟事件において、早期評価手続以外のADRオプションを選択した事件数

ミズーリ州西部地区カンザス・シティ部

選択されたADRの種類	事件数 ⁽⁹³⁾
早期中立的評価／調停	18
マジストレイト裁判官による和解協議	10
略式陪審審理	1
仲 裁	0
計	29

Reproduced From DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 230 (1997).

のグループのうちの一つに無作為に振り分けられなければならないとする早期評価計画の要件に注意深く従ってきたということである。⁽⁹⁴⁾

6 ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所における事件（訴訟）管理手続

1990年に制定されたアメリカ合衆国の民事司法改革法は、前述のように、民事訴訟の迅速化・低廉化のための方策として、本稿で検討している代替的紛争解決制度（ADR）の利用の他、裁判官による早期の事件（訴訟）管理、⁽⁹⁵⁾ 類型別事件管理、およびディスカヴァリの管理を採用した。そこで、本節では、ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所において採用された事件（訴訟）管理手続を主としてその地方規則（local rules）を通して概観し、これと代替的紛争手続との関係についても検討してみることにしたい。

(1) 当事者の会合協議義務（Meeting of Parties）

まず第一に、当事者は、連邦民事訴訟規則26条（f）項の規定に従い、可能な限り早期に、またはミズーリ州西部地区連邦地裁地方規則（local rule）16.1（b）に基づきスケデューリング命令が発令される日の30日前に、会合協議を行わなければならない（地方規則26.1〔a〕⁽⁹⁶⁾）。この会合では、主として、次に述べるスケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書について協議が行われるほか、連邦民事訴訟規則26条（a）項（1）の要求する初期ディスクロージャー（初期必要的開示）がこの会合において実施され、あるいはこの会合の日から遅くとも14日以内に実施されなければならない。⁽⁹⁷⁾ 自らの訴訟について調査を行わず、この規則の定める初期ディスクロージャーを実施しない弁護士は、制裁の対象となる。⁽⁹⁸⁾

(2) 当事者の会合協議前におけるディスカヴァリの制限

会合協議（meet and confer）義務を負う当事者は、合意または裁判所の命令がある場合を除き、その会合協議の前に、どのような資料についても⁽⁹⁹⁾ ディスカヴァリを請求することができない（地方規則26.1〔b〕1）。また、裁判所の反対の命令がない限り、ディスカヴァリ上のモーション、事実審理省略判決（summary judgment）を求めるモーション、または却下を求め

るモーションのようなモーションの提起は、当事者が当地方規則や、当地方規則および連邦民事訴訟規則上のディスクロージャーの要求、あるいはその訴訟において発令されたスケデューリング命令の遵守を免除するものではないと規定されている（地方規則26.1〔b〕⁽¹⁰⁰⁾2）。

(3) スケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書の提出 (Proposed Scheduling Order/Discovery Plan Required)

当事者は、地方規則26.1（a）の要求する会合協議から14日以内に、地方規則16.1（f）に従ったスケデューリング命令案、および当地方規則の要求するディスカヴァリ計画書を提出しなければならないものとされている。ディスカヴァリ計画書は、スケデューリング命令案の一部として含められなければならない。⁽¹⁰¹⁾地方規則26.1（a）の要求する会合の後、原告側代理人は、スケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書の書面を準備する責任を負う。原告側代理人の準備したこの書面は、その追加および変更について、その他のすべての当事者の代理人に対して提出されなければならない。連邦民事訴訟規則26条（a）項（1）（E）により除外されていない本人訴訟の場合には、被告側代理人が、スケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書を準備しなければならない。代理人は、共同のスケジュール案およびディスカヴァリ計画書を提出することができるように、相互に十分かつ率直に協議しなければならない。もしすべての代理人がスケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書に合意できないときは、別個の書面を提出すべきではなく、代理人の誠実な努力によっても解決できなかったスケデューリング案およびディスカヴァリ計画書に関するそれらの点を、スケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書に記載しなければならない（地方規則16.1〔d〕⁽¹⁰³⁾）。

当事者またはその代理人が、誠実にスケデューリング命令案およびディスカヴァリ計画書の作成に参加しなかったときは、相当な制裁を受けるものとされている（連邦民訴規則16条〔f〕項、37条〔g〕⁽¹⁰⁴⁾項）。

地方規則16.1（d）に規定されるスケデューリング命令案は、以下の事項

を提案しなければならない。すなわち、①当事者併合の期限、②モーション提起の期限、③すべてのディスカヴァリが完了すべき日を含めた、地方規則16.1(d)の要求するすべてのディスカヴァリの完了に関するディスカヴァリ計画、⑤その訴訟の審理に必要とされる日数の評価およびその評価の理由、および⑥裁判所が考慮するための、合意することのできる審理期日の提案、⁽¹⁰⁵⁾である。

(4) 審理前協議 (Pretrial Conferences)

すべての審理前協議は、裁判所の命令により開始される。その日時・場所に関する適切な通知が、弁護士に対してなされる。⁽¹⁰⁶⁾ 弁護士は、裁判所に対して、審理前協議の開催を要求することができる。審理前協議は、裁判所の命令により開始されうる。裁判所の許可がある場合を除き、実際に事実審理を担当する弁護士が、すべての審理前協議に参加しなければならない。事実審理担当弁護士は、争いのない事実、および将来のディスカヴァリの範囲ならびにそのスケジュールについて合意する権限を有していなければならない⁽¹⁰⁷⁾ (地方規則16.2)。

(5) スケデューリング命令 (Scheduling Order)

連邦民事訴訟規則16条(b)項によれば、一定の除外された事件を除いたすべての訴訟事件において、スケデューリング命令が発令されなければならないと定められている。⁽¹⁰⁸⁾ そして、このスケデューリング命令は、①その他の当事者を併合し、プリーディングを変更する期限、②モーションを提起する期限、および③ディスカヴァリを完了する期限を定めるものとされている。⁽¹⁰⁹⁾ スケデューリング命令は、地方規則16.1(b)において規定された期間内に発令されなければならない。そして、スケデューリング命令を発令するための相当な時期は、代理人が最初に提案する責任を負うものとされている。⁽¹¹⁰⁾

スケデューリング命令は、被告の最初の応訴から90日以内、または訴状が被告に送達された日から120日以内のいずれか早期の期間内に発令されなければならない。⁽¹¹¹⁾

スケデューリング命令の定める期限は、裁判所が十分な理由 (good

cause) があると認定した場合にのみ延長される（地方規則16.3）。

ディスカヴァリの完了に基づき、ディスカヴァリ後の審理前手続が地方規則39. 1に従い計画され、その訴訟は、次の共同民事陪審事件表に基づいて審理され、または特別の審理期日を設定されることになる。ディスカヴァリ後の審理前手続と審理期日の設定は、可能な限り連係されることとされている（地方規則16. 1〔a〕⁽¹¹²⁾）。

(6) 代替的紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

合衆国法典28巻 § 651 (b) によれば、当事者対立構造を有する破産手続を含め、すべての民事訴訟事件について代替的紛争解決手続を利用することが承認されている。代替的紛争解決手続とは、裁判長による裁判以外の手続であり、中立的な第三者が、所属裁判官の全員一致で採用した早期評価計画、調停またはミニ・トライアルのような手続を通して、紛争における争点の解決を援助するため参加する手続をさす。一定の部において、所属裁判官全員一致に基づく一般命令により強制的なものとされている早期評価計画に対する参加に加え（当該一般命令により除外されている一定の訴訟事件を除く）、すべての民事訴訟の当事者は、訴訟の適切な段階において、代替的紛争解決手続の利用を検討しなければならないものとされる。すべての民事訴訟事件における裁判長裁判官は、その訴訟において適切であると思われるいずれの段階においても、訴訟当事者が代替的紛争解決手続に参加することを要求することができる（地方規則16. 5）⁽¹¹³⁾。

(36) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 219.

(37) *Ibid.* 連邦裁判所の構成員及び代理人、特にシニア・ジャッジの地位については、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』102頁—118頁（法曹会、1997年）が詳細である。

(38) Source: Administrative Office of the U. S. Courts, Federal Court Management Statistics, 1995. 会計年度は、9月30日に終了する（すなわち、95会計年度は、10月1日から、1995年9月30日に及ぶ）。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 220, n.145.

(39) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 220, n.146.

- (40) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 220.
- (41) 連邦司法センターによる調査および資料収集手続の詳細については、付録Aを参照。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 221, n.147.
- (42) See judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104, 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. No.104-317, § 608, Oct. 19, 110Stat.3860) .
- (43) Report of the Advisory Group, Civil Justice Reform Act of 1990. Western District of Missouri 13 (December 23,1991). 諮問グループは、遅延が問題ではないと考えたが、彼らがこのレポートを準備した時点では、民事事件に関する裁判所の処理期間の中央値は、数年間、全国平均より1ヵ月から2ヵ月長かった。See Administrative Office of the U. S. Courts, Federal Court Management Statistics,1995. DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 221, n.149.
- (44) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 221.
- (45) *Ibid.* See also Kent Snapp, *Five Years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, DISPUTE RESOLUTION MAGAZINE 16 (Summer 1997) .
- (46) この裁判所の計画は、U. S. C. § 651-658により承認された、10の強制パイロット仲裁計画のうちの一つであった。EAPの下では、強制的な面は取り除かれ、仲裁は、いくつかのADRオプションのうちの一つとなった。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 221, n.150.
- (47) *Id.* at 221-222.
- (48) *Id.* at 222.
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*
- (54) 民事司法改革法 (28U. S. C. § 474) に基づき、この裁判所の計画は、司法会議および第八巡回区裁判官会議により審査を受け承認された。*Id.* at 223, n.151.
- (55) *Id.* at 223.
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.*
- (58) See General Order Implementing Early Assessment Program, October 31, 3 (1991). DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 223, n.152. なお、カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、当事者は、原則として、民事訴訟事件についてADRを利用するものとするを前提としつつ、当事者に裁判所付属の数種のADRおよび民間のADR手続の中から適切なADR手続を選択させることを内容としたマルチ・オプション計画を採用している。この制度の詳細については、拙稿・前掲注(14) 国士館法学第32号1頁以下(2000)を参照。
- (59) EAP上の訴訟事件のみが、裁判所付属の代替的紛争解決手続に参加する資格を有する。もしEAPの対象とならない訴訟事件の当事者が代替的紛争解決手続の

利用を望むならば、彼らは、EAP への参加を要求することができ（これらの要求は通常は否定される）、あるいは彼らは、いくつかの民間の（裁判所付属でない）代替的紛争解決方式の利用に合意することができる。*Id.* at 223, n.153.

(60) *Id.* at 223.

(61) *Ibid.*

(62) *Id.* at 224.

(63) *Ibid.*

(64) *Ibid.*

(65) *Ibid.*

(66) *Ibid.*

(67) *Id.* at 225.

(68) *Ibid.*

(69) 連邦司法センターにファイルされている、1996年10月18日付けの R. Connor 氏から D. Stienstra 氏宛の手紙による。*Id.* at 225. n.154.

(70) この数字は、いくつかの異なった方法で算出することができるであろう。我々は、96会計年における計画上の費用を4.5倍し、過去4.5年間に EAP への参加を要求された事件（「A」事件）の数に、自発的に参加した事件（「B」事件のおよそ三分の一）の数を合計した数でその額を割った。これは、若干一事件当たりの費用を過大に見積もりすぎているであろう。なぜなら、計画に要する費用は、現在よりも初期の数年間の方が低額だったからである（職員に要する費用は将来増加するが、一事件当たりの費用も、より一層多くの事件がその計画により処理されない限り、同様に増加するであろう）。もし、すべての「B」事件がその計算に含められるべきであるとの見方に立つならば、その数字はかなり過大な見積もりとなる。すべての事件が参加を選択するわけではないとしても、その計画は、運営上の費用を生じさせるのである。他方において、一事件当たりの費用は過小に見積もられているとの見方もあり得るであろう。なぜなら、EAP セッションに進む事件のみがその計算に含められるべきだからである。我々は、とりわけ「A」事件全体についてその計画が負う運営上の責任を前提とした場合、そのような考え方はとらない。我々が提示した数字は、相応な折衷的数字であると考える。*Id.* at 225.n.155.

(71) *Id.* at 226.

(72) *Id.* at 226-227.

(73) *Id.* at 227.

(74) *See* General Order Implementing Early Assessment Program, October 31, 3 (1991). DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 227, n.156.

(75) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 227.

(76) *Ibid.*

(77) この訴訟事件数は、以下の二つの資料により計算された。すなわち、事件表に記録された情報、および EAP 事務所が有する自動化されたデータ・ベース上の

情報である。 *Id.* at 227, n.157.

- (78) この訪問は1992年に行われたが、Snapp氏との最近の会話によれば、依然として本報告における一般的説明が妥当することが確認された。 *Id.* at 228, n.158.
- (79) *Id.* at 228.
- (80) *Ibid.*
- (81) *Ibid.*
- (82) *Ibid.* See also Kent Snapp, *Five Years of Random Testing Shows Early ADR Successful*, *Dispute Resolution Magazine* 17 (Summer 1997). Snapp氏が、早期評価会合において与える一般的な指示は、次のようなものである。すなわち、①すべての参加者が、注意深く耳を傾け、丁寧なふるまい、論争を避け、固定した態度をとらないこと、②当事者の各サイドが、事実関係についての自らの見方を述べる事が許されるべきこと、③会合の目的は、争いのない事実と争いのある事実とを区別することであること、④当事者が直接参加することが望ましいこと、⑤法的な議論は、特別な法律上の争点に限定されるべきこと、⑥当事者双方との会合の後、管理官は、個別的面接 (caucus) において、各当事者と会合すべきこと、⑦個別的面接において伝達されるすべての秘密の情報は、秘匿されるべきものとする事、⑧管理官は、当事者に対して、もし彼らが紛争の解決に役立つと考えるときは、彼らが別の調停人を選択し、または別のADR手続を選択することができることを知らせること、および当事者がそのような選択肢を選択しかつ実行することを援助すること、⑨訴訟事件の和解を含めて、早期の問題解決が望ましいこと、である。 *Ibid.*
- (83) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 228 ; Kent Snapp, *supra* note 82, at 17.
- (84) Snapp氏は、早期評価会合における彼の目的とは、当事者が彼らのそれぞれの主張について現実的な意見を持つようにさせ、可能な限り迅速にその訴訟事件について和解させることにある、と述べた。 DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 228, n.159.
- (85) *Id.* at 228-229.
- (86) *Id.* at 229. Kent Snapp, *supra* note 82, at 17.
- (87) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 229.
- (88) *Ibid.*
- (89) *Ibid.*
- (90) この数は、EAP事務所が有する自動化されたデータ・ベースに基づいたものである。 *Id.* at 230, n.160.
- (91) *Id.* at 229.
- (92) 裁判所は、28U. S. C. § 8 651-658により承認された10の強制的パイロット計画の一つとして、仲裁計画を確立した。いくつかのADRの選択肢の一つとして仲裁を提供するEAPの下では、裁判所は、もはやこの制定法が承認した仲裁計画を維持していない。強制的な性格を有するこの計画は、10の強制仲裁計画に関する

連邦司法センターの研究に含められた。See B. MEIERHOEFER, COURT-ANNEXED ARBITRATION IN TEN DISTRICT COURT (Federal Judicial Center, 1990). DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 230, n.161.

- (93) 事件数は、1996年9月30日に、EAP事務所により報告されたものによる。調停の数はわずかであり、恐らく年におよそ二件から三件であろう。マジストレイト裁判官による和解協議は、もっぱら、EAP内におけるオプションとして選択されたもののみを含んでおり、訴訟事件の後の段階で彼らが開いた多くの和解協議を含まない。報告との関係では、裁判所は、ENE（早期中立の評価）と調停とを区別していないが、二件または三件に満たない事件がENEを選択したと報告している。DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 23, at 230, n.162.
- (94) *Id.* at 231.
- (95) 本稿前述2頁以下参照。
- (96) UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE WESTERN DISTRICT OF MISSOURI LOCAL RULE 26.1 (a) [hereinafter LOCAL RULE]. なお、1993年改正の連邦民事訴訟規則26条（f）項は、当事者の「会合協議」義務を規定していたが、2000年改正の連邦民事訴訟規則26条（f）項は、これを当事者の「協議」義務に改めた。いくつかの裁判所がおかれた地理的条件が、当事者の直接の会合によりもたらされる効果をはるかに上回る費用を要求する場合があることを考慮したことによる。See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 393 (2000). また、この点について、拙稿「カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について」国土館法学33号69頁（2001年）を参照。
- (97) See LOCAL RULE 26.1 (a).
- (98) *Ibid.* 1993年の連邦民事訴訟規則第26条の改正に基づくディスクロージャー制度の導入については、大村雅彦「アメリカ民訴における開示手続の改革」民訴41号214頁以下（1995年）、小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』170頁以下（弘文堂、1996年）を参照。また、2000年の連邦民事訴訟規則第26条の改正については、笠井正俊「アメリカの民事訴訟における2000年のディスカバリ制度改正をめぐって」『新堂古希（下）』3頁以下（2001年）、及び拙稿・前掲注（96）国土館法学33号63頁以下（2001年）を参照。
- (99) See LOCAL RULE 26.1 (b) 1.
- (100) See LOCAL RULE 26.1 (b) 2.
- (101) See LOCAL RULE 16.1 (d).
- (102) *Ibid.*
- (103) *Ibid.*
- (104) See LOCAL RULE 16.1 (e).
- (105) See LOCAL RULE 16.1 (f).
- (106) See LOCAL RULE 16.2.
- (107) *Ibid.*

- (108) *See* LOCAL RULE 16.1 (a). カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、この裁判所の命令は、事件（訴訟）管理命令（case management order）と呼ばれている。カリフォルニア州北部地区連邦地裁における事件（訴訟）管理手続については、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心として—」国土館法学31号1頁以下（1999年）、および拙稿・前掲注（96）国土館法学33号75頁以下を参照。
- (109) *See* LOCAL RULE 16.1 (a).
- (110) *Ibid.*
- (111) *See* LOCAL RULE 16.1 (b).
- (112) *See* LOCAL RULE 16.1 (a).
- (113) *See* LOCAL RULE 16.5. 1998年の連邦ADR法（Alternative Dispute Resolution Act of 1998）は、すべての連邦裁判所が、その地方規則（local rule）に基づいて、すべての民事事件の当事者に対して、訴訟の適切な段階でADRの利用を検討するよう求めなければならないものと定めた。*See* Pub. L. No. 105-315, § 3, Oct. 30, 1998.